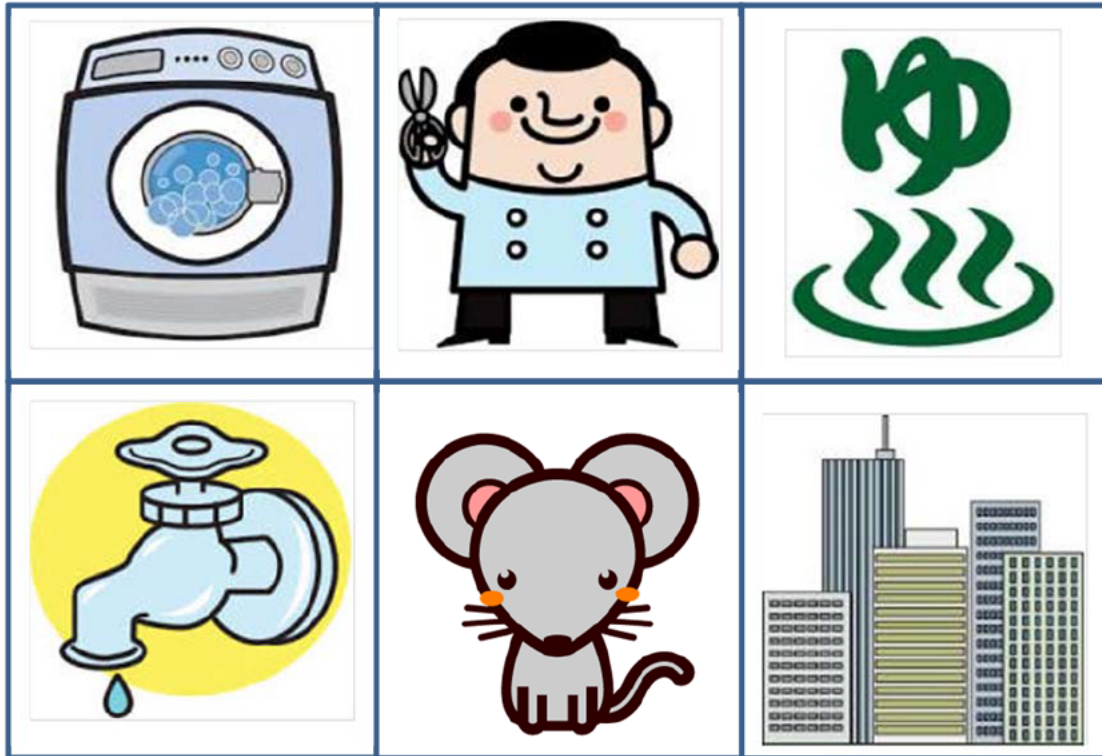


令和4年度 横浜市環境衛生業務実施計画



令和4年度の重点取組事項

- 1 改正した公衆浴場法施行条例等の周知啓発指導を行います
- 2 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染拡大を防止します
- 3 蚊が媒介する感染症の対策を推進します

横浜市

令和4年度 横浜市環境衛生業務実施計画の概要

重点取組事項

- 公衆浴場法施行条例等改正の周知啓発指導
- 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策
- 蚊媒介感染症対策

監視指導業務

環境衛生関係施設の監視指導を行い、衛生を確保します。

- 環境衛生営業施設（理容所・美容所、ホテル、公衆浴場等）の監視指導
- 特定建築物・建築物登録業の監視指導
- 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導
- 家庭用品の試買検査
- 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導

感染症対策業務

衛生設備や衛生害虫等に起因する感染症の予防対策等を実施します。

- レジオネラ症防止対策
- 蚊媒介感染症対策（重点取組事項）

環境衛生関係の相談対応等業務

生活環境や住まいの衛生に関する相談に対応し、解決に向けた助言を行います。

- 生活環境（ねずみ・衛生害虫、ハチ等）に関する相談
- 住まいの衛生に関する相談
- 災害時の生活用水衛生対策
- 水害時の衛生対策

自主衛生管理の推進

環境衛生営業施設等の自主衛生管理を支援します。

- 横浜市生活衛生協議会への支援
- 優良施設等の表彰

調査業務

国や神奈川県からの依頼に基づき各種調査を行います。

- 温泉実態調査
- 海水浴場の水質等実態調査
- ドライクリーニング溶剤の使用管理状況に関する調査

令和4年度の重点取組事項

1 公衆浴場法施行条例等改正の周知啓発指導

令和3年度に男女の混浴制限年齢の引き下げ等を目的に公衆浴場法施行条例を改正し、また、レジオネラ属菌による危害拡大防止を目的に公衆浴場法施行細則、旅館業法施行細則及び横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱を改正し、令和4年4月に施行します。改正内容を反映した適切な施設の維持管理が行われるよう、改正内容の周知啓発を関係事業者等に対して重点的に行うとともに、公衆浴場、旅館業施設に対しては立入検査・指導を実施します。

社会福祉施設、公共施設、病院についても、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱の改正についてパンフレットを配布するなどして周知啓発を行います。

主な改正内容

○混浴制限年齢の10歳から7歳への引き下げ等



○浴槽水の消毒時の塩素濃度の引き上げ



○レジオネラ属菌による危害拡大防止

2 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染

拡大防止対策

一昨年から世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に対しては、今後も引き続き感染拡大防止対策を講じていくことが重要です。多数の人が利用する施設や利用者が感染した場合に重症化しやすい社会福祉施設を中心に、感染症対策が継続して行われるように換気をはじめとする感染防止対策の啓発を実施します。

施設として講じることのできる
新型コロナウイルス感染症対策のポイント

換気

3密の
回避

消毒

…等



○室内空気環境の指標となるCO₂モニター
(1,000ppm を超えていないことを確認します)

3 蚊媒介感染症対策

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱など様々な種類があります。

蚊媒介感染症は、海外渡航により輸入感染症例の増加が想定される感染症で、海外渡航先での感染のみではなく、感染者が国内で蚊に刺咬されることによって国内感染事例発生の可能性もあります。

予防には蚊に刺されない・蚊を増やさない等の蚊媒介感染症が発生するリスクを低減させる対策が重要です。

そこで、次のような取組を行います。

- (1) 蚊媒介感染症の予防に関する市民の皆様への周知・啓発
- (2) 蚊媒介感染症サーベイランス^(※)事業
- (3) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

(※) 蚊や感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること



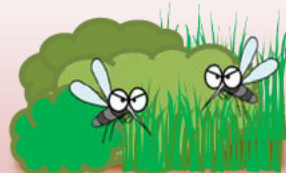
ヒトスジシマカ

蚊を増やさない対策を！身の周りにおける発生源を減らしましょう

蚊の幼虫は小さな水たまりでも発生します。定期的なたまった水を捨て、ゴミ等の清掃を心がけましょう。また、草木はせん定や草むしりをして、蚊のひそみ場所を減らしましょう。



屋外に水がたまる入れ物やゴミを置いたままにしない



せん定や草むしりをして風通しをよくする

業務実施計画の実施機関

● 区福祉保健センター生活衛生課（保健所支所）

環境衛生営業施設等の許認可や監視指導、感染症対策に関する調査や啓発を行います。また、環境衛生に関する相談に対応し、対策の助言等を行います。

● 健康福祉局健康安全部生活衛生課（保健所）

監視指導や普及啓発に関する事業の企画・立案・調整を行います。

また、墓地、納骨堂に関する許可、温泉利用に関する許可、家庭用品の試買検査、住宅宿泊事業の届出受付業務及び立入検査等を行います。

● 横浜市衛生研究所

横浜市における検査研究機関として、環境衛生関係施設で採水した検体の理化学・細菌検査や、水質事故等の原因究明の検査、家庭用品の検査等を行うとともに、保健所への技術的な支援を担います。

横浜市健康福祉局生活衛生課

令和4年3月発行

電話 045-671-2456 FAX 045-641-6074

メールアドレス kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp